

台風等の災害時における代替保育について

1.災害時における代替保育

潮来市では、自治体防災情報等の発令により保育施設の臨時休園の措置を決定します。児童の安全のため、原則として家庭保育のご協力をお願いしていますが、災害前日の状況に応じ保育の代替措置を実施することが決定した場合は、災害時において社会的要請の強い職種の保護者に限定した保育の受け入れを行います。

なお、本対応については、台風や大雨を伴う前線の接近等、発生が一定程度予測できる非常事態を対象とし、地震のように発生の予測が困難な場合は除きます。

地震などの影響で長期にわたって保育に影響が出る場合には関係機関において協議を行い対応方針等を決定することとします。

※災害時の状況により、児童・保護者・職員の安全が確保できないと判断した場合は、代替保育は実施しません。

2.実施が想定される内容

- ・市が警戒レベル5相当または警戒レベル4相当の自治体防災情報が発令されると事前に判断し、翌日の臨時休園を決定した場合。
- ・代替保育の実施を決定した場合、事前登録された保護者の方に、各保育施設からの連絡に加え、潮来市子育て支援課より電子メールで通知します。

3.対象児童（①～③全てに該当する場合）

- ①潮来市内の認定こども園（保育所機能部分に限る）に通う1歳児クラスから5歳児クラスの児童
- ②保護者のいずれも防災関係者または医療関係者等で、災害時にともに勤務しなければならない家庭。（ひとり親の場合は、当該保護者が防災関係者または医療関係者等である家庭）
- ③他に児童を預けることができる親族等がない家庭

4.代替保育実施場所

- ・潮来市立あやめこども園（潮来市潮来471）
- ※代替保育実施場所は、状況等により、変更となる場合があります。

5.定員

5名程度

6.保育時間

午前8時30分から午後4時30分

(可能な限り短時間の保育となるよう調整をお願いします。)

7.登録方法

- ・臨時休園時に代替保育を希望される方は、事前登録が必要となります。
別紙「潮来市災害時における代替保育利用登録届出書」に記入し、各保育施設へ提出をお願いします。
- ・登録は年度毎に行います。市から登録に関する申請書を配布いたします。

8.利用予約方法

- ・事前登録した保護者の方で、代替保育利用を希望される場合は、前日、いばらき電子申請・届出サービスで申し込みをお願いします。(受付締切時間：午後6時)
- ・申し込みがあった場合は、先着順とし、午後7時までに、利用の可否を電子メールで連絡します。

9.服装、持ち物 (※持ち物には全て記名してください。)

【服装】

動きやすく、汚れても気にならないもの

【持ち物】

- ・昼食 (弁当)、おやつ、飲み物 (水筒)
- ・食事用エプロン (0・1歳児)
- ・着替え (一式2組)
- ・紙おむつ (6～7枚程度)、おしりふき
- ・汚れ物を入れる袋 (ビニール袋)
- ・手拭きタオル
- ・布団 (敷布団・掛け布団)
- ・上靴、外靴
- ・帽子
- ・保険証、マル福受給者証のコピー

【利用方法】

<事前登録届出>

①代替保育利用登録届出書提出



②利用状況聞き取り



③代替保育利用登録届出書提出・受領



④代替保育利用登録届出書受付済み電子メール送信

<前日>（臨時休園・代替保育実施が決定した場合）

①臨時休園・代替保育実施の連絡

- ・保育施設からの連絡
- ・市から電子メールで送信（事前登録者のみ）
- ・ホームページ掲載 等



②代替保育申込（締切：午後6時）

- ・いばらき電子申請・届出サービス



③利用者決定

- ・先着順で利用決定



④利用可否の連絡

- ・市から電子メールで送信

<当日>

①代替保育利用（午前8時30分～午後4時30分）

<事前登録届出>

（保護者→保育施設）

（保育施設→保護者）

（保育施設→市）

（市→保護者）

<前日>

（市→保護者）

（保護者→市）

（市）

（市→保護者）

<当日>

（代替保育実施）